

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第20号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)

逃げる司法へ二の矢三の矢を!

原告団長 北野 進

「規制委員会の判断を待つのが相当だ」

結審の見通しも含め、今後の訴訟の方針を示すとされた第26回口頭弁論。開廷後の加島裁判長の発言に、「この期に及んで北電に助け舟を出すとは、いったい何を考えているんだ!」と怒り心頭の傍聴者も多かったことと思います。従来^の訴訟方針を180度転換し、規制委追隨で司法の責任を放棄する裁判官3人に訴訟を指揮する資格はなく、忌避^{きひ}を求めた弁護団の判断は当然のことです。これにより、当面、忌避に対する裁判所の判断を待たねばなりません。忌避が認められ、新裁判体による早期の結審を期待しますが、甘い見通しは禁物です。原告団として、今後の訴訟への対応を再検討しなければならぬ重大な局面を迎えることとなりました。

「規制委員会の判断を待つ」とは、基本的には「規制委員会のゴーサインを待つ」という意味です。いくら不合格の案件でも北陸電力が新規制基準適合性審査の申請を取り下げない限り、審査は終わりません。

司法で再稼働阻止、廃炉を求めていく私たちの運動の根幹が問われています。

原発を止める手段は裁判だけではありません。国内で廃炉が決まった原発は20基。その多くは運転年数が30年を超えた老朽原発で、廃炉は電力会社の経営判断です。その背景には再稼働コストを押し上げる安全対策強化を求める運動があり、また、原発の存在が経営上マイナスだと指摘してきた脱原発株主運動があります。稼働見通しの立たない志賀原発も経営圧迫の要因



志賀原発を廃炉に!訴訟 原告団総会

5月26日(土) 午前9時~12時

石川県地場産業振興センター・金沢市鞍月2-1

☆記念講演(午前10時30分~)

「脱原発への道

—裁判・株主運動・原発ゼロ基本法の最前線—

講師:木村 結さん(東電株主代表訴訟事務局長・脱原発株主運動世話人・原自連事務局次長)



であり、北電の脱原発株主も増加しています。

政治の場でも、原発ゼロ自然エネルギー推進連盟（原自連）が提起した原発ゼロ・自然エネルギー基本法案を軸に脱原発に向けた野党共闘が進み、大きな政治的争点として浮上しようとしています。また東海第二原発を巡っては、東海村に加え、30キロ圏内の周辺5市も「実質的に事前了解を得る」安全協定が締結されました。過半数を超える国民が脱原発を望む中、国政、地方政治を問わず、脱原発社会の実現を目指す政治の流れにも私たちは積極的に関わっていかねばなりません。

こうした動きに加え、もう一つ原発を止める重要な手段となるのが司法です。脱原発弁護団全国連絡会が把握しているだけでも、全国で現在38の脱原発訴訟が係争中です。この他、福島第一原発事故を巡る被害者訴訟や株主代表訴訟、原発労働者の労災認定訴訟など実に多くの訴訟が電力会社や国を包囲し、追及を続けています。私たちの訴訟もその一翼を担っています。こうした中、結審が見通せないからといって訴訟による原発差止めをあきらめては、司法は胸をなでおろし、電力会社は小躍りして喜ぶことでしょう。

私たちは、福島事故を許した過去を忘れ、今また国民の人権を守る最後の砦としての役割を放棄しようとする裁判所を許すわけにはいきません。司法の責任を果たすよう、裁判所へのアピール行動も含め、従来にも増して厳しく抗議の声をあげていかなければなりません。法廷外闘争、大衆運動の力も問われています。逃げる司法を逃がすことなく二の矢三の矢を放ち、司法の責任を追及していきたいと思えます。

私は脱原発社会の実現を確信しています。ただし、「第二のフクシマ」による破局で原発時代の幕を閉じるシナリオだけは絶対に避けなければなりません。私たちの運動でこそ実現しなければなりません。そのときの最終的な主役が果たして政治（民主主義）、経済、司法（人権）を巡るどの運動となるのか、いま予測することはできません。だからこそ「司法で原発を止める」たたかいをここで後退させることがあってはならず、原告・サポーターの知恵と力を結集し、法廷内外のたたかいをさらに強化していきたいと思えます。みなさまのご理解とさらなるご支援をお願い申し上げます。

最後に、今年の原告団総会の記念講演では、東電株主訴訟、脱原発株主運動、そして原自連の運動で、それぞれ中心的役割を果たしている木村結さんを講師に招くこととしました。運動の転機にある私たちに多くの示唆を与えていただけるものと思っています。みなさまのご参加をお待ちしています。



3/26口頭弁論報告集会(金沢弁護士会館)



裁判の経過と今後の訴訟方針

弁護士事務局長 中田 博繁

(1) 裁判の経過報告

前号でご報告して以降、裁判所での審理状況は大きく変化しました。望ましくない方向に、です！

昨年10月の口頭弁論でわれわれは結審を求めましたが、裁判所は結審せずに北陸電力に対し規制委員会での追加調査の状況説明を求めました。

これを受けて本年1月の裁判では、北陸電力が追加調査および審査の状況を説明しました。この北陸電力の説明を聞いた上で、われわれは、規制委員会での審理はいつ終わるかわからないことから、あらためて結審すべきであると裁判所に対し意見を述べました。その結果、裁判所は次回期日に今後の訴訟方針を示すと明言しました。そして開かれたのが、3月26日の口頭弁論でした。

裁判所はわれわれ弁護士に対し、「敷地内断層の評価にあたっては高度に専門技術的な判断が必要なので、今後の規制委員会での審査状況を見極めたい」という方針を示しました。いつまで待つのかと問い質しても、時期の明言もしませんでした。これは事実上、規制委員会での敷地内断層の判断が出るまでは、裁判所は何もしないと言っているに等しいものです。たとえ専門技術的な内容であろうと、これを理解することに努め、法律的な判断を行うのが司法権を持つ裁判所の役割です。われわれ弁護士は、その場で担当裁判官3名全員を忌避（適正な裁判官に代えてほしいという申立て）しました。裁判所に提出した忌避理由書では、①原発訴訟に取り組む自覚の欠如、②従前の裁判体の方針の不当な変更、③民事裁判の責務の放棄、④迅速な裁判を受ける権利の侵害、を指摘しています。

しかし忌避の壁は厚く、とりあえずは今の裁判官の下での審理が続くことを想定して今後の訴訟方針を再検討しなければなりません。

(2) 今後の訴訟方針について

この3月26日の期日は全て公開法廷において裁判所と弁護士とのやり取りが行われたので、傍聴に来ていただいた方は、担当裁判官のこの訴訟に対する姿勢をつぶさに見届けることができたのではないかと思います。

現在の規制委員会の審査状況は、「敷地内断層のうちどの断層を評価対象とするか」（選定）、「選定された断層が活断層といえるか」（評価）の2つの段階のうちの「選定」の段階です。すでに5本の断層が選定されましたが、残りを選定しなくてもよいのかということ審査しているところで、いわば入り口の段階なのです。「選定」を終えて「評価」が下されるのにあと何年かかるのか、全く分かりません。それでも裁判所は規制委員会の審査の状況を待つのが相当だと言ったのです。残念ながら、今の裁判所は現時点では判決をする意思がないと言わざるを得ないと思います。

そこで今後の訴訟方針を決めるにあたって、「現在の金沢地裁での裁判をどうするのか?」「ほ

かに早く司法の判断を受ける方法はないのか？」など弁護団としても検討していますが、原告・サポーターのみなさんにも、原告団総会（5月）においてぜひ活発な議論をお願いしたいと思っています。

志賀原発廃炉のための闘いは、今までも法廷での闘いと法廷外での闘いとがありました。金沢地裁での審理が停滞してしまっている以上、法廷外での闘いがより一層重要になることはもちろんですが、弁護団としても廃炉のための闘いの旗印となる場をできるだけ早く決定し、みなさんと一緒にこれからも早期の廃炉を目指します。

年会費納入のお願い

最近出版された『内部告発てんまつ記—原子力規制庁の場合』で、著者松田文夫さんは「1953年のアイゼンハワー大統領演説『Atoms For Peace』を嚆矢とする日本の原子力開発は、その時に貸与された核物質の返却が始まり、いま、店じまいの時期を迎えている」と記しています。

世界的には原発ビジネスの退潮に拍車がかかっており、それは安倍政権がしゃにむに進めようとしている原発の海外輸出に投資するところが、政府系金融機関しかいないことから明らかです。国民世論も原発再稼働には厳しい目を注いでいます。原発を止める特効薬はありませんが、脱原発への道理と正義は私たちにあります。自信を持って脱原発の活動を進めて行きましょう。

今後の訴訟の方向性は、冒頭に原告団長が述べているとおりです。

残念ながら私たちの思うようにいかないことが多く、みなさんも苛立ちを抱えていることと思います。ともあれ、裁判は仕切り直しを経て当面続きます。

新たな段階の活動を支えるべく、これまで同様2018年度会費を早期に納入くださいますようお願いいたします。

〈堂下 健一〉

☆年会費…原告は1口3,000円、サポーターは1口1,000円（各1口以上）です。

お手数ですが、下記いずれかの方法で送金をお願いします。

- ①同封の払込取扱票を使って郵便局から送金する(ATM送金で手数料80円)。
- ②ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する(送金先口座No13160-13252131)。
- ③北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する(送金先口座No3610225)。
口座名は①②③ともに「志賀原発を廃炉に 訴訟原告団」
- ④労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。



横断幕を掲げて金沢地裁に向かう原告団(3/26)